

## 広島空港の利用実態等に関する調査・分析業務仕様書

### 1 目的

本業務は、空港背後圏住民を対象としたアンケート調査により、広島空港における利用者特性や利用実態を把握し、広島空港における潜在需要や課題を分析するものである。

### 2 業務の期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

### 3 業務内容

#### (1) 調査（実態把握）の実施

##### (ア) 広島県居住者アンケート

広島県居住者を対象とし、国内外への移動における交通手段や空港の選択状況等を把握するためにアンケートを実施する。調査概要は以下のとおり予定しているが、最終的には発注者と協議のうえ決定する。

##### 【調査概要】

|         |  |
|---------|--|
| 調査対象    | インターネットリサーチ会社にモニター登録をしている広島県居住者（性別、年代、過去5年間の広島空港利用の有無により割り付けを行う） |
| 調査方法    | 調査対象となるアンケートモニターにアンケートを配信し、インターネット上で回答していただく。                    |
| 調査サンプル数 | 800件 ただし、過去5年間以内の広島空港利用経験を有するサンプルを400件以上含むこと。                    |
| 調査内容の例  | 別紙1の通り   |

##### (イ) 就航先居住者アンケート

広島空港就航先（東京線・国際線）の居住者を対象とし、広島県内への移動における交通手段や空港の選択状況等を把握するためにアンケートを実施する。調査概要は以下のとおり予定しているが、最終的には発注者と協議のうえ決定する。

##### 【調査概要】

|           |  |
|-----------|--|
| 調査対象（東京線） | インターネットリサーチ会社にモニター登録をしている東京都居住者（性別、年代、過去5年以内の広島空港利用経験により割り付けを行う）                     |
| 調査対象（国際線） | インターネットリサーチ会社にモニター登録をしている、過去5年以内の訪日経験を持つ広島空港就航先居住者（性別、年代より割り付けを行う）<br>国際線：香港、ベトナム、タイ |
| 調査方法      | 調査対象となるアンケートモニターにアンケートを配信し、インターネット上で回答していただく。  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 調査サンプル数<br>(東京線) | 800 件を目標とする。ただし、過去 5 年以内の広島空港利用経験を有するサンプルを、400 件以上含むこと。                  |
| 調査サンプル数<br>(国際線) | 各路線 400 件を目標とする。   |
| 調査結果             | 回収したサンプルは、エクセルに入力してデータベース化する。外国語で記載された回答は日本語に翻訳したものを回答データとして入力し、単純集計を行う。 |
| 調査内容の例           | 別紙 2 の通り   |

## (2) 分析

### ア 需要シミュレーション

インターネットアンケートを通じて得られた認知度の向上による広島空港の利用意向の高まりを踏まえ、将来需要の推計を行う。

### イ 路線ごとの特徴分析及び優先順位付け

(1) の実態把握及び(2)アの需要シミュレーション結果による施策の実施に応じた転換需要、周辺空港との競争関係(就航航空会社、便数)などに基づいて、路線ごとの特徴を分析し、優先順位付けを実施する。

## 4 成果品

- (1) 広島県居住者アンケート      ローデータ・単純集計(エクセルファイル)      1式
- (2) 就航先居住者アンケート      ローデータ・単純集計(エクセルファイル)      1式
- (4) 調査・分析に関する報告書      紙媒体(2部)及び電子媒体
- (5) 調査・分析に関する報告書概要版      紙媒体(2部)及び電子媒体

## 5 契約に関する条件等

### (1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りではない。また、発注者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

### (2) 業務の履行に関する措置

受託者は、発注者との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施することとし、業務実施過程で疑義が生じた場合には、速やかに発注者に報告し、協議を行い、その指示を受けること。

受託者は、本業務(再委託した場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の

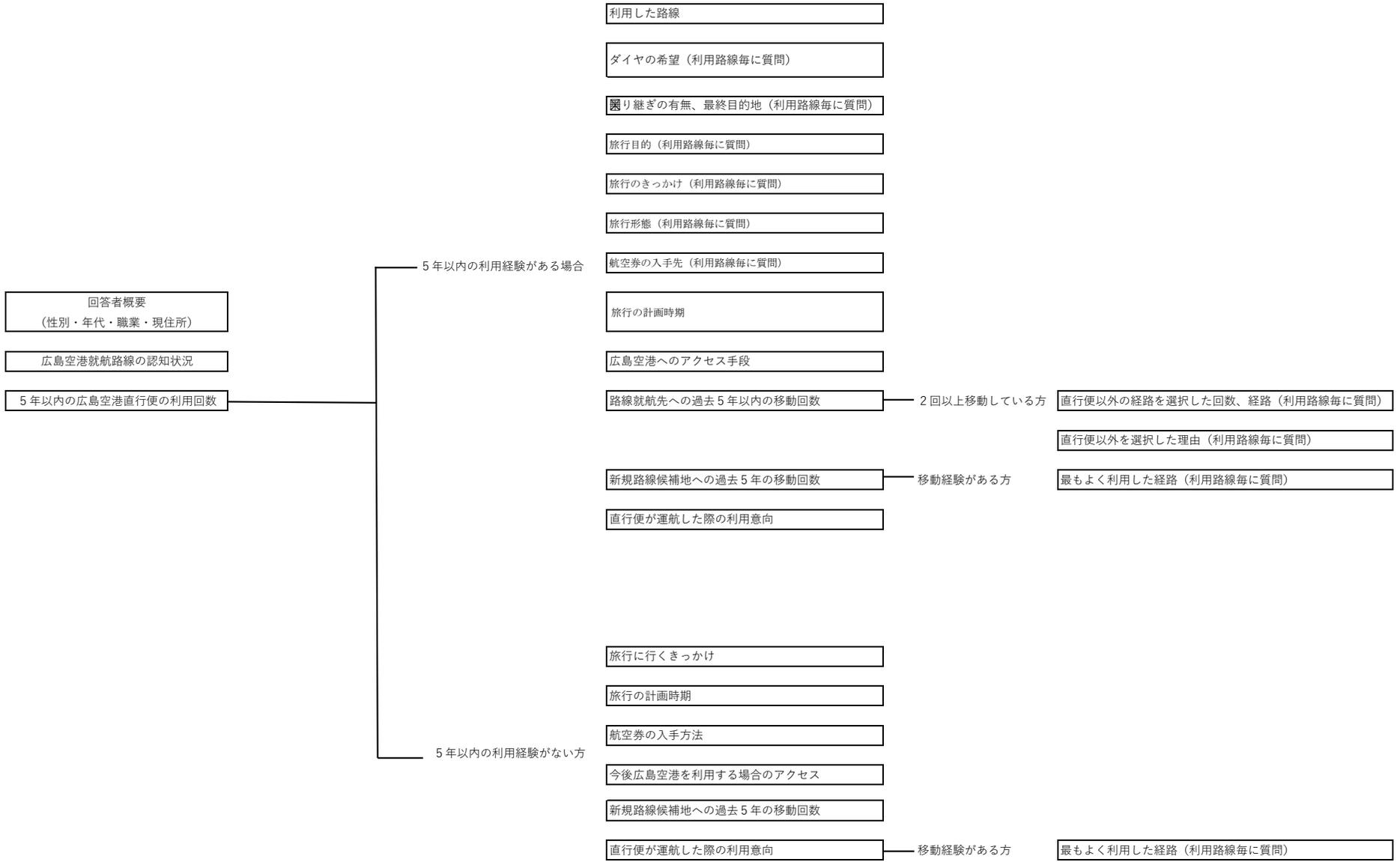
漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号）を遵守しなければならない。

### （3）成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、発注者に帰属するものとし、また県は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

別紙 1



別紙2

